

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
（宛先） 京都府知事		令和 5年 9月 27日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）					
京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地		京セラ株式会社 代表取締役社長 谷本 秀夫 電話番号：075-604-3503					
主たる業種	その他の電気部品・デバイス・電子回路製造業	細分類番号	2 8 9 9				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	温室効果ガス排出量原単位を前年度比で2%以上削減する						
計画を推進するための体制	環境マネジメントシステムに基づく推進体制						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2～4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	40,387.6 トン	21,548.1 トン	33,912.8 トン	32,488.4 トン	-27.4 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	36,951.5 トン	21,548.1 トン	33,912.8 トン	32,488.4 トン	-20.7 パーセント	
	目標の根拠	綾部工場 圧縮空気露点変更、クリーンルーム管理温度変更、クリーンルーム照明LED化、コンプレッサー低容量化、スクラバーインバータ化、クリーンルーム室圧管理自動制御追加、けいはんなRC 老朽化熱源機器（吸収式冷温水機）更新、冷却水ポンプインバータ化、遮熱フィルム導入、老朽化設備更新					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	綾部工場	事業活動に伴う排出の量 (換算総生産金額)	1.24	1.22	0.97	0.70	-22.31 パーセント
	事業所	事業活動に伴う排出の量 (延床面積千m2)	47.12	43.60	41.77	40.01	-11.30 パーセント
		原単位の指標及び目標の根拠	綾部工場 圧縮空気露点変更、クリーンルーム管理温度変更、クリーンルーム照明LED化、コンプレッサー低容量化、スクラバーインバータ化、クリーンルーム室圧管理自動制御追加、けいはんなRC 老朽化熱源機器（吸収式冷温水機）更新、冷却水ポンプインバータ化、遮熱フィルム導入、老朽化設備更新				
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		50 パーセント	50 パーセント	50 パーセント	62 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	綾部工場 圧縮空気露点変更、クリーンルーム管理温度変更、けいはんなRC 老朽化熱源機器（吸収式冷温水機）更新					
	令和6年度	綾部工場 クリーンルーム照明LED化、コンプレッサー低容量化、けいはんなRC 冷却水ポンプインバータ化、遮熱フィルム導入					
	令和7年度	綾部工場 スクラバーインバータ化、クリーンルーム室圧管理自動制御追加、けいはんなRC 老朽化設備更新					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	現状、公共交通機関を利用した通勤を基本としていることから、今後も同様の取組を継続する。					
	上記の措置を採用する理由	結果として、ほとんどの社員は公共交通機関を利用しており、抑制に繋がっている為。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		トン	トン	トン		
合 計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> ・京都商工会議所「小学生への環境学習事業」開始当初より小学校を対象とした太陽光発電に関する環境・エネルギーの出前授業を実施しており、今後も継続実施する予定です。 ・京セラ労働組合、公益社団法人京都モデルフォレスト協会、京都府、京田辺市、社団法人薪甘南備山保存会と「森林の利用保全に関する協定」を締結し、森づくり活動に取り組んでいます。 ・綾部市において、綾部工場緑地の整備に加え、適正管理を5ヵ年計画とした除草作業や植生調査、遊歩道新設に向けた除伐を実施、地域ブランド「丹波栗」の生産を支える場として、市監修のもと栗林に苗木を植栽を行っています。 						
特記事項	・当社では太陽光発電システムの製造など、環境に配慮した多彩な商品を数多く提供しています。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。